

もしもシリーズ ～仏の顔も2度まで?～

第5弾のもしもは『延納によっても相続税の金銭納付が困難だったら?』です。このような場合は、相続税独特の制度『物納』により、相続税を文字通り物で納めることとなります。また、延納してきたものの途中で支払いが出来なくなった場合、申告期限から10年以内ならば物納に変更できる制度が新たに創出されました。

1. 今回のもしもの前提

	カツオ
相続財産の総額	4,000,000,000
うち不動産等の価額	4,000,000,000
納付する相続税額	1,800,000,000



カツオは宵越しの銭は持たない主義のため、延納によっても現金による納付は無理だと早々に諦めました。

2. 手続き

延納によっても現金では支払えない正式な理由を記載し、定められた期限までに物納に充てようとする財産の目録を添付した物納申請書を税務署に提出して、物納の許可を求めることとなります(通常、許可または却下されるまで3ヶ月ほどかかります)。

3. 土地なら文句なしOK?

税金の代わりになる物ですから、客観的に経済価値があり、スムーズかつ確実に国が処分できるものが対象となります。具体的には、国債・地方債・不動産 社債及び株式等 動産・・・というように種類、物納に充てる順序まで決められています(日本国内にあり、原則としてその相続により取得した財産になります)。文句なしにOKが出そうな土地でも、境界が明確でない・担保権が設定されている・協議分割が終わっていない・遺留分減殺請求が行われているなど・・・なんとなく面倒くさそうなものは税務署も認めてくれません。要件を満たしていると思っても運悪く却下されてしまった場合、「やっぱりこっちで」と代わりを差し出せるのは、却下の通知後20日以内かつ1回に限られるのでチャンスは2度、入念な事前準備が必要です。

4. 収納価額(税務署の受入れ価額)

物納財産の収納価額は、相続税の課税価額の計算上用いた評価額となるのが原則です。しかし『申請までに火事で燃えてしまった建物を相続時点の評価額で収納してくれ』というのはさすがに無理で、そういう場合は収納時の現況で判断されます。物納に充てる財産の価額は物納申請税額を下回ることが原則ですが、適当な財産が他になく分筆できない土地である場合、例えばカツオが評価額18億1千万円の土地で物納すると、相続税額との差額1千万円はお金で戻ってくる取り扱いになります。なお、物納のための財産の引渡しは所得税の非課税となりますが、上記1千万円部分は単なる譲渡となるため、譲渡益が発生する場合は所得税・住民税が課税されます。

5. お金が用意できた!(物納の撤回)

賃借権などの目的となっている不動産について物納の許可を受けた後に、お金で一度に納付することができる又は延納ならどうにか納めることができることとなった場合は、許可を受けた後1年以内に限り物納からお金での納付に変更することが出来ます(そもそも賃借権などの目的となっていない不動産は、撤回できません)。

マ『フランス・フランで納めることを仏納・・・なんちゃって』

カ『フランスは今、ポンドだよ』

ダ『ユーロです～。カツオ兄ちゃんも猿脳です～』

